

重機借上料助成申請書

年 月 日

佐伯市長 様

地区名 区
 住所
 申請者 氏名 印
 電話番号

佐伯市法定外公共物等資機材支給助成要領第8条の規定により、重機借上料の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

作業場所	佐伯市			
施設の種類 (カブミラ-は記入不要)	里道 ・ 水路 ・ 市道 線			
作業内容	概要	延長	幅員	
借上重機	名称	規格	数量	単位
	バックホウ			台
	ダンプトラック			台
	その他			
予定工期	自 年 月 日 至 年 月 日			
添付書類	位置図、着工前写真			

申請にあたって

共通事項

- 市長が支給助成決定通知を行った日から、2ヶ月以内に着手する。
- 完了報告時に、作業中写真（機械が写っているもの）及び完成写真を提出する。
- 2回目の申請は、1回目の資機材支給作業の完了確認後でなければ、申請することができない。
- 用地境界について、沿線関係権利者の承諾を得て、作業着手する。また、作業に伴う境界紛争等については、区で責任を持って処理する。
- 重機を使用して、区民及び第3者に傷害を負わせた場合は、区が責任を負う。
- 重機の損傷または紛失したときは、その原因のいかんを問わず、区が責任を持って修繕及び補償を行う。

重機借上料助成要件

- 区単位に単年度に2回を限度として行う。
- 予算の範囲内で、資機材支給助成作業1件につき、10万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度とする。
- 借上料の助成対象は、機械輸送費、燃料費及び機械賃料とし、オペレーター代金は、対象としない。